

IV 自動販売機型輸出物品販売場制度

(自動販売機型輸出物品販売場の概要)

問97 自動販売機型輸出物品販売場の概要を教えてください。

【答】

自動販売機型輸出物品販売場とは、免税販売手続がその販売場に設置する自動販売機のみによって行われる輸出物品販売場をいいます。

なお、自動販売機型輸出物品販売場における自動販売機については、免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機として財務大臣が定める基準を満たすもの（国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものに限り、）である必要があります（消令18の2②三）。免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機として財務大臣が定める基準について、詳しくは問98をご参照ください。

(財務大臣が定める基準)

問98 免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機として財務大臣が定める基準について教えてください。

【答】

免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機として財務大臣が定める基準は、次のとおりです（令和2年 財務省 告示第79号）。

- ① 免税購入対象者が所持する旅券の顔写真による本人確認を適正に行う機能を有すること。
- ② ①の本人確認で使用した旅券から、在留資格、上陸年月日その他の免税販売手続（消令18⑦）に規定する免税販売手続をいいます。以下同じです。）に必要な情報を読み取る機能を有すること。
- ③ 免税販売手続を行う場合に、当該自動販売機で物品を購入する者が免税購入対象者であることの確認及び当該自動販売機で販売する物品が免税対象物品であることの確認（その免税購入対象者に対して、同一の輸出物品販売場において同一の日に譲渡する一般物品又は消耗品が5千円以上であることの確認を含みます。）を行う機能を有すること。
- ④ 購入記録情報を国税庁長官に提供するための機能を有すること。
- ⑤ 輸出物品販売場を営業者が、消令18⑪の規定により免税対象物品を購入する免税購入対象者に対して説明しなければならない事項を説明するための機能を有すること。
- ⑥ 免税販売手続が完了するまで当該免税販売手続に係る免税対象物品を当該免税購入対象者に引き渡さない機能を有すること。

- ⑦ 当該自動販売機の故障その他の事由により免税販売手続の一部でも正常に行うことができない場合には、当該免税販売手続を中止する機能を有すること。
- ⑧ その他免税販売手続を行う自動販売機として不適当な機能を有しないこと。

(国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものについて)

問99 免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機として国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものについて教えてください。

【答】

国税庁長官が観光庁長官と協議して、免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機として指定するものについては、国税庁長官告示により定められ、国税庁ホームページに公表されます。

(自動販売機型輸出物品販売場の許可申請手続)

問100 自動販売機型輸出物品販売場の許可申請手続について教えてください。

【答】

「自動販売機型輸出物品販売場」の許可申請は、「輸出物品販売場許可申請書（自動販売機型用）」に次の書類を添付して納税地の所轄税務署長へ行います（消法8⑦、消令18の2①、消規則10①三②三）。

≪「輸出物品販売場許可申請書（自動販売機型用）」の添付書類≫

- ① 許可を受けようとする販売場の付近見取図
 - ・ 販売場の付近見取図等、指定自動販売機を設置する場所を付記したもの
- ② 販売場に指定自動販売機を設置することを証する書類
 - ・ 自動販売機設置契約書の写し等
- ③ 申請書の事業内容が確認できる資料
 - ・ 会社案内やホームページ掲載情報等
- ④ 許可を受けようとする販売場に設置する指定自動販売機の取扱商品が確認できる資料
 - ・ 取扱商品リスト、商品カタログ等（主な取扱商品の一覧表等）

※ ③及び④の資料については、許可要件の確認のため参考として添付してください。
なお、上記のほか、許可要件のために追加資料の提出を依頼する場合があります。

(注) 輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売手続の際、購入記録情報を遅滞なく国税庁長官に提供しなければなりません。「輸出物品販売場許可申請書（自動販売機

型用)」と併せて、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を納税地の所轄税務署に提出してください。（消令18⑦、消規則6の2①）詳しくは、問53をご参照ください。

（自動販売機型輸出物品販売場の許可要件）

問101 自動販売機型輸出物品販売場の許可を受けるための要件について教えてください。

【答】

事業者が一の自動販売機のみを設置する販売場について、「自動販売機型輸出物品販売場」として許可を受けるためには、次の要件の全てを満たす必要があります（消法8⑦、消令18の2②三、消基通8-2-1(3)）。

《自動販売機型輸出物品販売場の許可要件》

① 次のイ及びロの要件を満たす事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が経営する販売場であること。

イ 現に国税の滞納（その滞納の徴収が著しく困難なものに限ります。）がないこと。

ロ 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないこと、その他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。

② 現に免税購入対象者が利用する場所又は免税購入対象者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。

③ 一の指定自動販売機[※]のみを設置する販売場であること。

※ 指定自動販売機とは、免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機として財務大臣が定める基準（問98参照）を満たすもの（国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものに限ります。）をいいます。

（注） 輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売手続の際、購入記録情報を遅滞なく国税庁長官に提供しなければなりません。「輸出物品販売場許可申請書（自動販売機型用）」と併せて、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を納税地の所轄税務署に提出してください。（消令18⑦、消規則6の2①）詳しくは、問53をご参照ください。

(「指定自動販売機の指定番号」と「自動販売機管理番号」)

問102 「指定自動販売機の指定番号」と「自動販売機管理番号」について教えてください。

【答】

「指定自動販売機の指定番号」とは、指定自動販売機の名称・型式ごとに国税庁長官告示で定められた8桁の数字をいいます。

「自動販売機管理番号」とは、指定自動販売機について1台ごとに設定された15桁の英数字（英字については大文字のみ）をいいます。

なお、自動販売機型輸出物品販売場に係る申請書等に記載する「指定自動販売機を識別するための情報」とは、「指定自動販売機の指定番号」及び「自動販売機管理番号」のことをいいます。

(許可を受けた販売場に設置する自動販売機を変更した場合)

問103 自動販売機型輸出物品販売場として許可を受けた販売場に設置する指定自動販売機を変更した場合の手続について教えてください。

【答】

自動販売機型輸出物品販売場として許可を受けた販売場に設置する指定自動販売機を変更した場合には、遅滞なく、「自動販売機型輸出物品販売場の指定自動販売機変更届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消令18の2⑯、消規則10の2⑧）。